

令和2年第1回津南町議会定例会会議録

(3月13日)

招集告示年月日		令和2年2月17日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和2年2月27日 午前10時00分			閉会	令和2年3月13日午後1時56分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	恩田稔	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	吉野徹	応・出	
地方自治 法第121 条の規定 により説 明のため 出席した 者の職・氏 名（出席 者：○印）	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小林武	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会長			教育委員会教育次長	上村栄一	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	会計管理者	板場康之	○	
	総務課長	村山詳吾	○	病院事務長	根津和博	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	高橋昌史	議会事務局班長	石田剛士		
会議録署名議員		3番	久保田等	8番	村山道明		

〔付議事件〕

(3月15日)

日程第1	議案第23号	財政調整基金の処分について
日程第2	議案第24号	令和2年度津南町一般会計予算
日程第3	議案第25号	令和2年度津南町国民健康保険特別会計予算
日程第4	議案第26号	令和2年度津南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第27号	令和2年度津南町介護保険特別会計予算
日程第6	議案第28号	令和2年度津南町簡易水道特別会計予算
日程第7	議案第29号	令和2年度津南町下水道事業特別会計予算
日程第8	議案第30号	令和2年度津南町農業集落排水事業特別会計予算
日程第9	議案第31号	令和2年度津南町病院事業会計予算
日程第10	発議案第1号	除染土再利用の省令案の再考を求める意見書の提出について
日程第11	陳情第1号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
日程第12	発議案第2号	最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
日程第13	陳情第2号	厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情書
日程第14	発議案第3号	厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書の提出について
日程第15	発議案第4号	津南町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について
日程第16	議員派遣の件について	
日程第17	議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について	

議長の開議宣告

議長（吉野 徹）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（吉野 徹）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

議案第 23 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 2

議案第 24 号 令和 2 年度津南町一般会計予算

日 程 第 3

議案第 25 号 令和 2 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 4

議案第 26 号 令和 2 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 5

議案第 27 号 令和 2 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 6

議案第 28 号 令和 2 年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 7

議案第 29 号 令和 2 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 8

議案第 30 号 令和 2 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 9

議案第 31 号 令和 2 年度津南町病院事業会計予算

議長（吉野 徹）

議案第 23 号から議案第 31 号まで、一括議題といたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（吉野 徹）

議案第 23 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 23 号について採決いたします。

議案第 23 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 24 号について討論を行います。

—（石田議員、挙手。）—

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

議案第 24 号令和 2 年度津南町一般会計予算の修正動議を提出することを望みます。

—（賛成の声あり。）—

議長（吉野 徹）

ただいまの動議について、1 名以上の賛成者がありますので、この動議は成立であります。

修正動議の提出理由を求めます。

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

議案第 24 号令和 2 年度津南町一般会計予算について、次の理由で修正動議を提出いたします。

まず一つ目に、令和 2 年度津南町一般会計予算中、民生費の中で保育園整備に関する実施設計費並びに園庭整備費が計上されていますが、上郷保育園並びにわかば保育園の統合時期が決まっていないことや、地元との調整もできていないこと、また、今後、津南町の保育をどのように進めていくのか、それらに基づいて保育園をどう整備するのか、また、園庭整備の詳細も示されてはいません。

二つ目に、今回の予算計上手続きに当たり、当局は、「令和 2 年度は、まだ住民の合意ができていないので計上できない。」との話であったが、年が明けると突如、「実施設計予算を計上する。」と説明があった。また一方、住民説明会では、今整備計画が進展しない理由として、議会が止めているかのように受け取れる発言をしている。さらに、「決めるのは議会です。」などの発言も聞かれる。全て責任は議会にあるやに言われている。これらのことから、議会をはじめ住民が混乱し、町内を二分するような騒動に発展しています。さらに、お互いの信頼関係を損なうことも危惧される事態となっています。この責任は、町長をはじめとする教育委員会の責任であり、これらの騒動を食い止

められなかった議会の責任でもあると考えます。大きく反省をしなければならないことです。地元との協議や今後の保育の在り方等をしっかりと協議していくには、設計・発注までの二、三箇月では小手先のことしかできません。よって、本事業は、この先1年間に掛けて、住民、保護者、議会、当局としっかり議論を尽くしたうえで着手すべきであると考えます。また、このような重大な事業は、町長自ら積極的に地域に出向き、住民の声に耳を傾ける姿勢が必要だと考えます。

これらのことから、本予算から保育園整備に関する予算を減額した修正予算を提出いたします。

議長（吉野 徹）

7番議員にお尋ねいたします。修正案はありますか。

（7番）石田タマエ

はい、あります。

議長（吉野 徹）

暫時休憩いたします。

—（午前10時04分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午前10時06分）—

議長（吉野 徹）

ただいま、議案第24号に対してお手元に配布いたしました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案と併せて議題とし、修正案についての提出者の説明を求めます。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

それでは、議案第24号令和2年度津南町一般会計予算に対する修正案の説明をいたします。

まず、本予算書、1ページになります。第1条中、予算総額65億4,800万円を6,580万円減額した64億8,220万円に改めます。

次に、本予算書3ページになります。第一表中、歳入歳出予算の一部を次に改めます。

6ページの町債です。20款町債、1項町債の金額4億9,840万円を6,580万円減額した4億3,260万円に修正をいたします。その下の歳入合計の金額を65億4,800万円の所を64億8,220万円に修正をします。

次に、歳出ですが、7ページの3款民生費の2項児童福祉費の6億210万3,000円を6,632万2,000円減額いたしまして、5億3,578万1,000円に修正をいたします。

それから、9ページになります。13款予備費の1項予備費の500万円を52万2,000円増額し、552万2,000円に修正をいたします。同じく、そのページの下段、歳出合計でございます。65億4,800万円を64億8,220万円に改めます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書、11ページになります。

修正箇所は、12ページの20款町債です。本年度予算額4億9,840万円の所を6,580万円減額し、4億3,260万円に修正をします。それに伴いまして、比較の欄になりますが、マイナス860万円の所をマイナス7,440万円に減額をいたします。その下段になります歳入合計が、これらの修正に伴いまして、本年度予算額65億4,800万円を64億8,220万円に修正をします。比較の欄につきましては、1億3,400万円の所を6,820万円に修正をいたします。

次に、13ページの歳出です。3款民生費、本年度予算額16億545万9,000円の所を6,632万2,000円減額し、15億3,913万7,000円に修正をいたします。それに伴いまして、比較の欄ですが、7,178万2,000円の所を546万円に修正をいたします。財源内訳のところでは、特定財源で地方債1億2,700万円を6,580万円減額し、6,120万円に修正し、一般財源を9億9,610万8,000円の所を9億9,558万6,000円に修正いたします。

同じページの下段になります。13款予備費です。本年度予算額500万円の所を52万2,000円増額し、552万2,000円、比較の欄でゼロの所を52万2,000円と修正をします。財源内訳のほうでは、一般財源500万円の所を552万2,000円と修正いたします。

同じく、そのページの最後になりますが、歳出合計の所、65億4,800万円を6,580万円減額し、64億8,220万円に修正いたします。それに伴いまして、比較の欄では、1億3,400万円の所を6,820万円に修正し、財源内訳のところでは、地方債3億6,840万円の所を3億260万円に修正いたします。

続いて、歳入です。

31ページの20款町債、1項町債1目過疎対策債3億6,480万円の所を6,580万円減額し、2億9,900万円に修正いたします。それに伴いまして、比較の欄で6,350万円の所をマイナス230万円に修正いたします。

それから、1節過疎対策債です。過疎対策債では、3億6,480万円の所を6,580万円減額し、2億9,900万円に修正いたします。説明のところの保育園設備事業6,580万円の所をゼロにします。それに伴いまして、町債の合計が4億9,840万円の所を6,580万円減額し、4億3,260万円。それに伴いました比較のところでは、マイナス860万円の所をマイナス7,440万円に修正いたします。

次に、支出です。

52ページの支出の欄で、民生費の児童福祉費の2目認可保育所費で、本年度予算額4億6,902万7,000円の所を6,632万2,000円減額し、4億270万5,000円に修正し、それに伴います比較のところでは、7,821万7,000円を1,189万5,000円に修正いたします。本年度財源内訳のところでは、地方債6,580万円をゼロにします。それから、一般財源で3億620万2,000円の所を52万2,000円減額し、3億568万円に修正します。

それに伴いまして、53ページになりますが、12節の委託料の欄です。委託料の説明のところの一番下段、保育園増築工事等設計業務委託料他というところの3,465万2,000円、これをゼロにいたします。

それから、54ページの14節、工事請負費、保育園園庭造成工事他2,813万7,000円、

これをゼロにいたします。

それから、16 節の公有財産購入費、用地購入費 312 万 9,000 円、これをゼロに修正します。

それから、21 節の保障補填及び賠償金、物件補償料 40 万 4,000 円、これをゼロにいたします。

55 ページの上段になります。計のところ、6 億 210 万 3,000 円の所を 6,632 万 2,000 円減額し、5 億 3,578 万 1,000 円に修正し、それに伴いました前年度比較のところは、7,566 万 9,000 円の所を 934 万 7,000 円に減額します。財源内訳では、地方債 6,740 万円の所を 160 万円に減額し、一般財源 3 億 3,499 万 7,000 円の所を 52 万 2,000 円減額し、3 億 3,447 万 5,000 円に修正いたします。

次に、97 ページになります。97 ページの最後のところですが、13 款予備費の 1 項予備費の 1 目予備費のところ、500 万円と上がっている所を 52 万 2,000 円増額し、552 万 2,000 円に修正し、比較のところでは、ゼロの所を 52 万 2,000 円増という数字にします。財源内訳では、一般財源で 500 万円の所を 552 万 2,000 円と修正し、予備費の合計の欄も本年度予算額 500 万円の所を 552 万 2,000 円に修正し、比較のところではゼロの所を 52 万 2,000 円とし、一般財源を 500 万円の所を 552 万 2,000 円に修正するものです。

以上で説明を終わります。

議長（吉野 徹）

これより修正案について質疑を行います。

提出者は、そのまま演壇にお願いいたします。

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

それでは、ただいまの動議について、また、石田議員の今までのいろんな意見の主張について質疑させていただきます。

まず、4 日の日、石田議員は、賛成している私たち議員に対して「この保育園予算を通すと津南の子どもは皆おかしくなる。津南の未来はない。」と、はっきり言い切りました。それは今も変わっていませんか。もし、変わっていないのであれば、同じ言葉をもう一度この場で言っていたきたい。まず、これが 1 点。

そして、「皆おかしくなる」その根拠は何でしょう。それが 2 点目です。

そして、「240 人は、あまりにも規模が大きく、画一的な保育しかできない。」と言いますが、240 人といっても 0 歳から 5 歳が全員一緒に保育をするわけではないわけです。3 歳・4 歳・5 歳児と未満児は別棟であり、私はその指摘は当たらないと思います。仮に、中津保育園、北部保育園、こぼと保育園がひまわり保育園にまとまったとしても、それぞれ 40 人から 50 人程度、1 クラス 20 から 25 人と、私は適正規模ではないかと考えています。石田議員がずっと主張されていた混合保育の解消、120 人規模での 2 園とどこが違うか、まずこの点を先にお聞きします。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

1点目の、私の発言に対してということでございます。

「このまま進めていったら、津南の子どもたちがおかしくなる。」という表現を私がしたということでしたが、私は、200人を超える保育園にはずっと反対をしてきています。そういったなかで、やはり津南の子どもたちには、最も良い環境で保育をしてほしい。それをやはり少しでも良い環境で提供してあげたい、その思いから、一概に270人という大規模になることを私はとても反対しておりますし、そういった大規模の中で、俗に言われている管理保育、あるいは一人一人をしっかりと見極める、それぞれの個性を尊重する保育というものを求めていくうえでは、それはやはり適当ではないし、津南の子どもたちに対して最も良い環境とは言えない。その思いから、言葉は荒かったかもしれませんが、そういう発言をしたものです。

120人規模が最も適当で、200人（を超える規模）とどう違うのかということについては、きちんとした厚生労働省の定めとか、そういったものはありません。ありませんが、私がいろいろ調べていたり、人の話を聞いてきているなかで、やはり一番適当と思われるのは100人前後であり、150人が限界だというふうにある大学の教授もそういう表現をしているところもありますし、そういったことに基づいて200人を超える保育園の規模は適当でないというふうに考えております。なお、大勢になれば、分ければいいじゃないかということもずっと教育委員会も言ってこられました。100人でも200人でも、200人になったらクラス分けをするんだから問題はないということですが、それは、一つの保育園全体の規模を保育士がしっかりと全員の園児の個性をしっかりと把握し、性格を把握し、兄弟関係並びに家庭環境までしっかりと把握をしなければ、良い保育とは言えないと私は思います。今の実際の保育士に聞いても、保育士が全園児のそういう状況を把握するのが当たり前だというような表現をされております。そういったことからして、200人を超える規模というのは、この前、一般質問でも質問をいたしました。270人という規模で全員を把握することは、今の教育委員会の回答では無理だと。無理だと言っているのを、これからそれを進めていくことは、津南の子どもたちにとって、とてもプラスにはならないと考えます。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

回数が限られているので、同じ質疑はしたくないのですが、私は、さっき別棟だと、これからやるのは別棟ですよと、その点をお聞きしたのです。それは、さっきの質疑の不足の部分でそこをお願いします。

8年も前からずっと「この問題をなんとかしなければならぬ。」で、きましたよね。今年だって綱渡りの状況ですよ、来年度に向けて。そういうなかで、多くの関係者が

知恵を出して、尽力をされたと思うのです。石田議員も名前を連ねている会のチラシを拝見しましたがけれど、保育園の方向性が分からないのです。そのチラシの中には、要するに、「今のままでいい。だから反対。」という人と、石田議員が以前から主張されている2園まで、いろんな意見が載っています。中にはもう、完全に答申さえも否定している意見も載っています。ただ予算を取り下げろ、先に延ばせというのは、私は、まだ先に延ばせというのかと若い人は愕然とすると思うのです。感情とか、政治的なそういったところを保育園に、子どもの保育を考えるものには、石田議員がずっと主張されてたこととは、少し違うのかなと私は思っています。どういった保育園を目指すのか、もう一つ、具体的なかたちを教えてください。

それから、「議論が足りない。地域の声を聞かない、聞いていない。」とよく言われますけれど、保護者は、またですかというくらい何度も何度も説明を聞いていますよね。地域にも出かけていっていますよね、実際に。町でも、これは国でも県でも村でも一緒だと思うのですがけれど、何かを決めるときに一番最初に、あるいは一番多く考えを聞かなくてはならないのは、やっぱり当事者だと思うのです、私は。ですから、今の現役の保護者や保育士の声を重要視するのは、私は当たり前だと思います。そして、これから保育をする次の世代が見ているのは、私たちのような高齢者ではなく、今の保護者を私は見ていると思いますよ。保育園の問題を、いくら子育てをしたベテランの優秀なかたとはいえ、若い人たちの思いを否定したり、押し付けるのは、私はとても賛同できません。これから私たちは、若い人に津南を託さなければならないわけです。むしろ、そのベテランのかたが助言する立場になる。石田議員は、まさにそういうかただと私は思うのですがけれどね。もう少し感情等を抑えて、きちんと冷静に考えていただきたいと思うのです。若い人の意見を、どうでしょう、もう少し。あれだけ情報を出しているわけですがけれども、賛同できる部分はありませんか。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

まず、別棟、二棟にするのだということです。でも、二棟ですけれども、あくまでも教育委員会では1園という表現をしています。そういうなかで、園長が1人、副園長が付くのかどうかということもありますが。二棟にしても、親は、こっちの棟の子どもも、こっちの棟の子どももいるとすれば、やはり保育士は、両方の全園児のことをしっかり把握をしなければならないと思いますので、たとえ二棟だとしても、一つの保育園として機能して、より良い保育を進めるのは、私は保育士に無理が掛かると思います。

それから、私どもが今回、チラシ等々を出させていただいた団体ですが、「保育の方向が不明。2園なのか、中津保育園が統合しましたからこのまま5園でいくのか、皆思いが別々ではないか。」という御指摘だと思います。それは、皆さんそれぞれその仲間の中でもいろいろな意見があります。ということは、まさに町民がそれだけいろいろな意見を持っているということです。ですから、今ここで急いで、ただこの方向に進んでいくだけではなく、やはりこれをもう少し議論をする必要があるだろう。そういう思い

で集まった団体です。ですので、その中で皆それぞれの思いを言い合いますけれども、別々の思いの人もあります。でも、今ここで決めてしまっただけでは、後戻りができない。1年間くらいしっかりと皆でその方向を議論しなければならない。これは、メンバーだけではなくて、町民が皆バラバラそういう思いを持っているという現れです。

それから、「何度も何度も保護者は話を、保護者会を開いて、またかというくらいにへきえきしているような状態がある。」ということですが、私もそれは感じています。保護者の話を全員聞いたわけではないです。一部の人ですけれども、話を聞くと、「何を聞いても教育委員会からそれに対する回答が得られないので、もう出るのをやめた。」ということもありますし、「何回出ても同じことを説明されるだけなので、もう行かない。」というような保護者の意見も多数聞いております。だから、保護者説明会をした時に、恐らく回を重ねるごとに集まりが少なくなってきたのが現状ではないかと受け取っています。

それから、「若者がそういう思いでいる。ここ10年間もこれを協議してきているのに、まだ不足か。」ということですが、まさに10年前からこの話が出てきていることは事実だと思います。私もその中で、いろいろ混合保育の弊害等々も学ばせていただきました。それで、平成26年に答申が出て、その後、恐らく何も動かなかったと思います。ここ一昨年頃から急に動き始めたことだと思います。10年とはいえども、平成26年の答申以来、情報は、ほとんど私たちには出されてきておりません。そういった状況のなかで、いきなり1園という方向を出された。その1園に対して、まさに議論をする時間はなかったと思っています。

それと、「若者をこれから支援していかなければならないではないか。」というのは、もっとも私もそう思いますし、これからしっかりと支援はしていかなければならないと思っています。町は1園という方向を出しています。しかし、今の実際に進めてほしいという団体も箇所箇所説明するなかで、「3園でもいいのだ。」というようなこともおっしゃっています。だから、まさにそこがまだ皆が共有されていない状態です。まだ本当に何日か前の話ですけれども、「私たちは、3園でもいいんだ。とにかく前に進めればいいんだ。」というような話も聞いております。だから、やはりそこら辺りをもう少し丁寧に、皆が共有できるような時間が必要だと思っています。

OB保育士の意見と現役保育士の意見が違うということも私は再三申し上げてきました。もちろん、現役保育士の中でも保育園長の視点と、やはり若い保育士の視点も違う、考えることも違っていることも理解しております。ですから、一概にどの保育士が言うことが正しいということではありませんが、やはりある程度教える、論ずという部分も必要などころはあるのではないのでしょうか。やはりそこら辺りをもう少しお互いが話し合える時間が必要だと思っています。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

そうですね。それは私もそう思います。1園にすれば全てが解決するということでは

なくて、それは私も石田議員と同じところは思っています。ただ、さっきの説明会に関しては、それは石田議員はそういうふうな受け取り方をしたかもしれませんが、逆に言うと、私たちが言っても全然聞く耳を持たない、そういったふうに言っているかたもいますので、それは捉え方だと思います。

それと、一番問題になる、いわゆる保育士不足、待機児童ということ。来年度はなんとかクリアできたかもしれませんが、いつも同じことを繰り返しているわけですよ、今。ただ保育士を増やせばいいじゃないかと、不足しているのは教育委員会の怠慢だと、そういうふうになっているわけですけど、私も教育委員会には、やっぱりもっとしっかりしてほしいなと思う点はいっぱいあります。それはそれで、もちろん要望しなくてはなりません。しかし、これは津南町だけが不足しているわけではなくて、近隣もそうだし、全国で皆そうなのですよ。そんな簡単に保育士不足が解消できるか、何か良い方法があったら、それを一つ教えてください。

それと、私たち議員は評論家ではないのですよね。そうならないように協力したり、自ら行動する。私は、それも議員の仕事だと思うのです。

それと、これは私が今までのなかでいろんな話を聞いたことなのですけども、今の保育士の正規職員のかた、臨時職員のかた、皆、子を産み育てる若い人ですよ。保育園に勤めると同時に自分でも子どもを育ててはいけないわけですよ。そういうなかで、自分が産休を取るといようなことって、どうなるのだろうか、何か迷惑を掛けてしまうのではないかと、そういうプレッシャーとかストレスは結構あると思うのです。やっぱり保育士不足を解消しないと、この問題はなかなか消えないし、だから、そういう点で見れば、ひまわり保育園の増築は、恐らく当分の間増え続けるのではないと思われる未満児、あるいは早朝であったり居残りであったり、もっと言えばもう日曜日までというふうなことも恐らく出てくると私は思います。こういったことを全て考えると、ひまわり保育園に増築するというのは、私はとても有効だと思うのです。保育士不足について、もう1点、お聞きします。

それと、最後ですけど、今、余計に手が掛かる子も確かにいらっしゃる。これも事実だと思います。そして、そういう子が大きい所に入ると、手が回らない、目が届かないといったような、そういう心配も随分されていたかと思うのですけれど、ただ大人が見て全てをやるということではなく、大勢の中で一緒に学ばせる、そういったことが大切だということが、むしろ分け隔てしない教育に最近変わってきているのではないかと私は思うのです。その点について、これが最後です。お願いします。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今ほど、何度保護者会を開いても、というところで、聞く耳を持たない。これは、誰が聞く耳を持たないのか。「教育委員会が聞く耳を持たないから、もう諦めた。」というふうに私は聞いています。それは受け取り方がいろいろあると思います。

それから、保育士不足については、おっしゃるとおり全国的に保育士が不足していま

す。そういったなかで、津南町も当然ながら、保育士が大変不足で難儀をしていることは十分分かっております。しかし、今年も待機児童が最初にかなり出ましたけれども、1か月かそこらの間に保育士が8人見つかったから、待機児童が解消できたというような情報も皆さん受けていると思います。たった1か月かそこらの差でしかないのに、「あなたは今年は受け入れられません。」とお断りをして、1か月かそこそこで「保育士8人集まりましたから、待機児童は解消します。待機ではないですよ、来てもらって良いですよ。」と。これにはきっと教育委員会の大変努力があったのだと、難儀があったのだと思いますが、そこまでできるのであれば、もう少し時間的にも早めれば、待機児童なんていうことは言わなくても保育士がなんとか確保できたのではないか。それには、やはりいろいろな課題があると思います。保育士が退職をする理由も、例えば臨時保育士が近隣の市町村に採用が決まったから退職をするというような話も聞きましたよね、説明を受けましたよね。それが待遇の面なのか、あるいは人間関係のことなのか、やはりそこをもう少ししっかりと調査をして、やはり保育士にも寄り添った対応が必要だと思います。そういったことで、今いてくれる保育士をなんとか逃がさないという表現は極端ですけれども、離さないような仕掛けも必要ではないかと思います。

それから、支援児対応等々も、それぞれ皆思いがあると思います。比較的この地域が、そういった傾向の人たちが多い地域だと言われていることも御承知だと思いますが、そういったなかで、やはり支援を要する子どもたちを大勢の中で育てることももちろん必要ですけれども、やはり大きくなるほど落ち着かないというのは、専門家の論でも出ております。そういったなかで、そういうかたがたをしっかりと見ていくには、できれば規模は小さいほうがベターだと考えます。

保育士が自分の子育てもしなければならぬということですが、例えば保育園の運動会ですよという、自分も保育士であり、子どもはその園児だという状況になるわけですよ。ですので、やはり理想を言えば、自分の子どもはこっちの保育園にいて、自分はこっちの保育園に勤めている、では、皆で融通して、こっちの保育園が運動会的时候はこの人は休ませてあげようとか、複数の保育園があれば、そういったような融通もできるかと思います。1園、2園にこだわるのであれば、この前、教育委員会から資料として提出していただいたなかで、これは特別委員会の時ですが、1園と2園と保育士の数は、ほぼ変わりはないというような数字をいただいております。そういったなかで、当然、延長保育、早朝保育を進めていくには、より手が必要ですので、その場合は、もちろん1園よりも2園のほうが多少保育士の人数は必要になることは当然だとは思いますが、ただ、大きくは変わらないというような大筋も教育委員会からは聞いております。

議長（吉野 徹）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

石田議員に質疑いたします。

まずは、ひまわり保育園の今回の集団感染に関しまして、今後の職員はもちろんであ

りますが、園児、その保護者等から、保育園への感染ウィルスを持ち込まないように、園児の健康管理情報を園と保護者が共有されることを強く望んでおります。関係者各位が一日も早く回復され、元の環境に戻るよう願っております。

では、質疑に入ります。私は、200人以上の規模の大規模保育園、県内2か所に行つてまいりました。

まず1点目は、前に出しました、石田議員も名を連ねております、10億円で新しい保育園を造っても問題は解決しない(とする会のチラシ)、この中から感染についてお伺いいたします。「大規模保育園にしたら、インフルエンザやノロウィルスなどの感染に対処できない。」と言っておりますが、現実、新型コロナウイルス感染症を含めて、飛沫感染を完全に防ぐことは、これは並大抵のことではございません。保育園の大小にかかわらず、これは難しいことではあります。しかし、大規模保育園がこの中であたかも危険なように述べておりますが、感染症発生時には、小規模保育園は各保育室が近いです。近く、感染が早く、直ちに園全体を閉鎖しなければなりません。2園の聞き取りからも言えましたが、今回、増築計画されているひまわり保育園、石田議員も資料を分かっており、当然熟知をしておると思えますけれども、ひまわり保育園は、今回の計画の配置から見ますと、未満児、年長クラスの保育室間のフロアの導線が長いです。よって、感染拡大には時間を要します。早々に園児の避難ができますし、保育園の一部の緊急閉鎖に対応ができます。もちろん、職員は、園児への対応は素早く当たることもできます。大規模なら、フロアにクラス担任の職員が多数おります。そのことから、今回の件でございますが、ここにも用意しましたが、保育所における感染症対策ガイドライン。町の園におきましては、感染予防対応マニュアル。これを素早く実行することができます。全職員が子どもたちの健康、安全、感染症対策に対しては、園長の責任下において組織的に取り組むことができるようになります。事実、聞き取りを行いました2園の責任者は、「このような対処で問題はありません。保護者もそう言っております。」という言葉でございました。その言葉で安心をいたしましたわけです。小規模より安心・安全度合が増してくると私は思っております。石田議員は、どの視点から大規模保育園が危険なのか、お答えください。まず1点目であります。最初は、そこからお願いいたします。

議長(吉野 徹)

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

感染症対策についてですね。「何か感染症が発生したときの対処方法、きちんとマニュアルに沿って処理すれば大規模のほうがいいじゃないか。」というような今の村山議員の御質疑だと思いますが、昨日もひまわり保育園の感染のことでいろいろ議論がありました。当然、どの保育園でも感染症対策マニュアルはしっかりと把握しているはずですし、それに伴って実施しているはずで、大規模のほうが小規模より、これは当然のことだと思うのですが、発生したときにすぐ食い止められるのは、コンパクトのほうがより早く食い止められると。大規模だと、例えば1人が嘔吐したような場合、

大勢の子どもたちがいるわけですね。それを考えただけでも、少ない子どもたちと大勢いる所との、何か一つ事故があったとしても、発生は極端に大きくなっていきます。そういうことで、感染症が発生したときには、よりコンパクトなほうが早く対応ができるし、保育士に聞きますと、発生して2週間必ず消毒を続けなければいけないというのがあります。大規模になれば、当然、次から次へと出てくるということは想定されますので、よりリスクが低いのは小規模だと思います。

議長（吉野 徹）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

今、石田議員は、コンパクトなほうが良いと。クラスの数が少ないほうが処置に早めに対処できるというお答えでございましたけれども、現在の保育園は、けっこうもともとから人数が少ないし、例えば統合しても、1クラス二十数名しかございません。それに、統合すると職員が増えます。フロアにいる職員数も増えていきます。よって、対処するには、共同作業といいたいでしょうか、組織的に動く可能性が小規模よりはあるのではないかと私は考えます。今の小規模保育園でしたら、手一杯の保育士の動きでありますので、それは承知のことだと思います。その点、大規模の保育園は、（視察に伺った）2か所の保育園とも「フロアに職員が多いから、そういう対応は素早くできる。」ということをおっしゃっていたのです。ですから、大規模は大規模なりの良い所があるので。そのことは、御理解いただけますでしょうか。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

当然、感染症だけではなくて、いろんな部分で大規模のメリット、小規模のメリットがあることは、私なりに理解しております。当然、小規模は保育士も少ない。それはもう当たり前のことですね。でも、少ないといえども、そこで感染症が発生したときに、それは園長以下号令の中で皆さんが動いていく。当然そこに保育園児もいるわけですので、園児を放っておくというわけには、放っておいて皆がそこに行くというわけではないので、やはりそういったところでは、私は、よりリスクが低いのは小規模だと考えています。

議長（吉野 徹）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

時間がありませんので、次に、「遊ぶ時間が少なくなってしまう。」ということが書いてございました。聞き取りした保育園でも、当然のごとく、この書いてあるように

遠距離通園の園児が多いです。人数がここに書いてあるのですが、昼食などに準備が掛かるから園児が遊ぶ時間が少なくなるということを言っております。しかし、聞き取りした保育園では、「全く小規模と大規模の差はございません。」ということも2園とも言っております。「遊ぶ時間は、十分取れていますよ。変わりありません。」と、その言葉で、私も安心いたしましたわけですが。そこで、先ほどの恩田議員の御質疑にもございましたけれども、現代の保育というのは、専門的になっております。専門性が求められておるわけです。個性や年齢に応じた保育をされると。していかななくてはいけないのが当然だとなっております。これは御存じだと思いますが。未満児には、一人一人寄り添いながら支えていく。そして、保育士とのお互いの信頼関係を築いて、一緒に遊んで楽しい時間を共に過ごすということが大事なことだと思います。それは多分共有しているのだと思います。そして、園児も自我が出始める時期でもあります。そこで、「保育士が園児のすべてを把握する。」ということをおっしゃっていましたが、今は、保育士へそのようなことを求めるまでは、必要ないと考えています。クラス担任は、1クラスの園児を大切に把握すべきであり、その保護者との連携を取りながら、園内で遊ばせていくというのが現代の保育の仕方だと思っております。現代における保育は、だんだん変わってございます。新潟県立大学の子ども学科の教授がおっしゃってましたね。当然御存じだと思います。「私たちは、専門性に対応する保育士を学校で養成しています。」と自信を持っておっしゃってました。私は、そのとおりだと思います。石田議員は、再三、保育の質をおっしゃっていましたが、そこで、100人程度がよろしいということをご公言しておりますけれども、その100人程度の根拠というのは、どこのことをおっしゃっているのか、お聞きいたします。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

まず、遊ぶ時間が少なくなるというところですが、当然、大規模保育園に行って、大規模になったら遊ぶ時間が少なくなりましたとは、御承知かと思いますが、視察等々で行けば、あまり悪い情報は話したくないというのは同じことだと思います。やはりそこで、いかに質問の深堀りをするかというところが大事だと思います。私はそのチラシに遊ぶ時間が少なくなるという表現をしたのは、まず、今、構想の中では、遠距離の子どもたちはバスで送迎をするということです。バスが入ってきたときに、一人一人クラスがあり、いろいろあるわけですね。そういったことに保育士が対応するために、やはり大勢になれば、それらの時間にかなり保育士の手が割かれてしまう。全員揃って、さあ遊び込みましょうといったときの時間がどうしても省かれてしまう。これは、どこの保育士もその話はしているかと思いますが、例えば給食の支度にしても、小さいよりは大人数のほうが非常に時間が掛かる。お昼寝一つの準備にしても、いろいろな部分で時間が掛かる。保育の質という部分に触れてもきまずけれども、これからの保育は、しっかり子どもを遊び込ませることが大事なのだと言われております。そういった夢中になって遊び込む、その時間を子どもたちに確保してやらなければ、これからの保育は、一

面としてなかなか難しいところがあるかと思います。前回の一般質問でも出しましたけれども、非認知能力、まさに生きる力を身に付けさせるためには、しっかりと遊び込ませることが大事だと。その時間をきちんと確保していかなければならないと思いますので、大規模は、やはり小規模に比べて、その時間は取りにくくなってくると思います。

それから、100人規模が適当だとずっと言っていることは、先ほども申し上げましたが、法的根拠はありません。それぞれの皆さんの見解です。ただ、私が本当にいろいろ調べていくなかで、ある大学の先生は、「やっぱり100人前後。しかし、いろいろそれぞれの事情もあるなかで150人が精一杯だろう。」という表現をしているところもありますし、どこの市町村も保育園を考えたときに、適正規模検討委員会のようなかたちでチームを作って検討していく、そういったものも情報で流されています。そういうものを見たりするなかで、やはり規模は、100人から150人という規模が適当だというような表現をしています。津南町の皆さんが検討してくださって、答申された中にも、「200人を超えるべきではない。」というような一文も入っております。「当然、人数が少なくなれば、2園・1園という話のときには1園もやぶさかではないですが、やはり200人を超える規模は適当ではない。」という表現がしてあります。そういったことから勘案して、やはり子どもの育ちという部分では、100人前後が私は適当だというふうに判断をしております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

石田議員に質疑します。

石田議員は、混合保育解消に尽力されていた議員だと認識しているのですが、今回の修正動議は、混合保育解消のための修正案なのか、それとも、白紙にするだけの修正案なのか、お聞かせください。

そして、この修正案が可決された場合、混合保育はいつ解消されるのか、めどをお知らせください。

そして、8年前から言われている保育園整備は、いったいいつ始まるのか。「白紙に戻すために修正案に賛成してほしい。」と町民のかたに私言われたのですが、今回の修正案は、いったい何のための誰のための修正案なのか、お聞かせください。

あと、情報共有という点で、保育園運営に関わる調査特別委員会で県立大学の教授に話を聞いた際に、一緒に行かれたと思うのですが、「大きさを問題になっている所はない。津南町の保育士は、優秀な人がそろっているから大丈夫。」という話もありましたし、現役の保育士との懇談でも「不安はあるが、楽しみにしている。」という情報を出していたかと思います。その辺が特別委員会のレポートでばっさりと切られているところなのですが、その意図は何か教えてください。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今回の修正案は、子どもための修正案です。保育園児のための修正案です。

さっきもお答えしましたがけれども、私は、おっしゃるとおり混合保育の解消は理解しております。混合保育の弊害というのも、自分なりには理解をしておりますが、今、町の中、町民全体を見た時に、混合保育が良いんだという人もいらっしゃいます。混合保育はなんとか解消してあげたいという人もいます。大規模は良くないという人もいます。1園で良いんだ、大規模で良いんだという人もいます。そういう今の町の中の状況なのです。だから、今ここで決めてしまえば、後戻りができない。だから、今ここで一呼吸入れなければならない。そのための修正案です。

それから、いつ混合保育が解消するのか、それは、私が今ここで明言することはできません。ただ、今ここで一呼吸入れて、皆でいろんな混合保育の良し悪し、あるいは、大規模保育園の良し悪し、もう1回しっかりと議論をする時間が必要でしょう。だから、修正案を提出したものです。いつ解消するのかなんて、私は町長でもありませんし、明言することはできません。

それから、「特別委員会でこういう意見があったのが切られた。」という表現ですが、筒井議員も特別委員会のメンバーでした。何度も何度も下書きをしたものを「皆さんの目を通してください。」と、皆さんそれぞれの意見を出していただいたものを便宜上、私がまとめて、何度も何度も皆さんに返しました。「これで良いですか、良いですか。」と。筒井議員は、「良いです。」と言って、あれを出したのですが、それ以上何かありませんでしょうか。 —（筒井議員「いえ、ありません。」の声あり。）—

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

ほとんど皆さんから代弁していただきましたので、私からは、1点だけ質疑いたします。石田議員は、「なぜこぼと保育園に増築しないのか。」とずっと言ってこられました。私にも「いくらでも増築するスペースはある。」と図面を見て説明していただきましたけれども、実際、メジャー等である程度正確な寸法を測られたのでしょうか。それが1点。

あと、「増築すれば安く上がるのに、わざわざひまわり保育園の所に建てなくても。」と、ここ数年ずっと言ってこられましたけれども、一度、見積りを取ったことはあるのでしょうか。お伺いします。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

確かに、こぼと保育園を空から見た図面を久保田議員にお示しをして、「このくらいスペースがあるじゃないか。」というお話はさせてもらいました。私は、正確に寸法を測ったり、ここに増築するためにはどのくらいの施設の広さが必要なのかというところまでは調べておりません。だから、その時も説明したと思いますが、「目視で」というのを私はその時必ず付けていると思います。「目視で、目で見た感じでは、ここに今の保育園と同じくらいの大きさの保育園を建てられるだけのスペースが目で見た感じではある。それをもうちょっと本格的に検討することはできないだろうか。」という事は再三申し上げてもきておりますし、そういうことを言っていたことであります。正確に寸法を測ってはいません。

それから、「増築したほうが、ひまわり保育園に新しいものを建てるよりも安く上がるじゃないか。」というようなことですが、今、例えば町内の保育園児が全体で250人だとしたときに、今現にひまわり保育園は120人規模があります。こぼと保育園が70人規模あります。そういったなかで、そっくり120人、130人分を新しく建てるよりも、今の70人規模を生かして増築をしたほうが良いのではないかというような、これは私の私見です。私的な意見ですが、そういう話を久保田議員にしたことはあると思います。ただ、やはり住民の皆さんも、このところはかなり疑問を持っています。なぜ今、これだけ保育園なり学校なりがあるのに、こういったものをもう少し生かすことができないのかということは、当然、住民のかなりのかたの御意見はいただいているし、皆さんにも届いていると思います。

議長 (吉野 徹)

3番、久保田等議員。

(3番) 久保田 等

寸法取りもせず、見積りもしないなかで、こぼと保育園の増築だけの話を進めるのはどうかと思うのですが。実際、これは風巻副議長から許しを得て頂いた資料を報告します。まず、建屋の問題なのですが、50人から60人規模の保育園を増築し、120人規模の保育園になるわけですが、現地を視察した際に、既存の運動場ホール131㎡では狭く、また、給食の厨房37㎡も不足により、増築建屋に運動場、厨房を含めなければなりません。今回、設計のひまわり保育園の運動場400㎡、厨房110㎡で、その2分の1としても狭すぎます。したがって、建設費用は、十日町市の新設した保育園と同等の3億円程度の投資が掛かります。これは、建屋だけですね。あと、土地の問題もありまして、一つ目なのですが、正面地域は、遺跡調査の必要があり、事前に調査期間が半年以上かかり、遺跡調査の費用が別途かなり掛かります。屋外園庭も120人規模の運動会などを行う場合狭く、現状の倍以上の確保が必要です。したがって、現状の園庭の北側にある公園、段差がある所を盛土して増設しなければなりません。また、南北の長さは確保できるが、東西の幅が狭いため、西側の田を購入又は借地する必要があります。増築建屋に運動場、厨房を入れ、水遊び等を入れると、東側の田を購入又は借地の必要

あり。駐車場も 120 人規模となると、ひまわり保育園と比較すると、職員の駐車場しか確保できないため、拡張造成が必要となります。以上を総合しますと、こぼと保育園を増築した場合、4 億円から 5 億円掛かり、プラス土地の賃借料が掛かります。また、今後、計画される児童館建設となると、新たに建てると、また 2 億円以上かかりますし、こぼと保育園を使うのであれば、将来、児童館機能を内包した学童保育に活用することが望ましいと思うのですが、この点、聞かれてどうお考えでしょうか。

議長（吉野 徹）

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

風巻議員が試算をしたものの提示だと思えます。それは、私も目を通させていただきましたし、それらについても、今ここで進めてしまっただけでは、風巻議員から幾つかを提案していただいたことも不可能になってくるのですよね。だから、今ここで、それらも含めて皆でもう 1 回しっかり検討しませんかという修正案です。通じましたでしょうか。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

議案第 24 号について、討論を行います。

まず、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

令和 2 年度一般会計予算案について、賛成の立場で討論をいたします。

桑原町政、財政は厳しいなかで工夫を凝らして作った新年度予算と言えます。令和 2 年度一般会計予算案は、対前年度比 2.09% 増の 65 億 4,800 万円。農業立町であることから、農産物の継続振興、とりわけ農産物の産地化推進や、新規に「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」津南町開催に向けての全国への津南町米の啓発活動予算及び特に良質米生産に向けての土づくり事業の補助。さらに、子育て支援として、子ども医療費・入院費の全額助成をする。さらに、在宅介護手当の拡充や、産後ケア助成など、引き続き行う内容でありました。

町長は就任以来、「希望と愛、参加できる町づくり」を基本理念として町政に取り組んでこられました。これからもそうであると思っております。

今、少子高齢化の津南町であります。一層の子育て対策など、何をなすべきかを念頭に新年度予算を編成されたものと推察いたしております。

DMO 設立に向けた津南未来会議の提言を予算編成に取り込んだこと。

また、県からの農業専門職員の派遣を継続、更なる指導調整役として、津南町の農業政策を推進すること。

病院事業につきましては、近隣診療所の診療科の一部閉鎖などや新年度から内科医

1名の非常勤、町民ニーズに沿った診療を行う決意が感じられることから、病院運営方針に期待が持てます。

他方、昨年、行政改革に沿って歳出を抑えるため、各事業216項目の見直しを全面的に取り組みました。このことから町長の基本理念の実現に向けた強い決意が感じられました。当町の人口減少をはじめ、子育て支援など早急に対処すべき課題は山積しております。

最後に、新保育園整備事業。ひまわり保育園の増設の整備費用が計上されました。昨日も予算計上の議論がされましたが、長年にわたる建設是非の議論に終止符を打つべきです。その時期となっております。今、将来を託す町民に、子育てしやすい保育施設の充実が急がれています。新年度も未満児入園が増えました。待機児童も心配されました。建設は、長年の保護者の強い希望でもあります。そして、保育園入所希望のニーズに変化も生じております。今後は、早朝・延長保育、土曜・休日保育の実現にも期待が持てます。この長年の懸案事業が始まることに私は賛同し、この建設で津南町への移住・定住につながることを強く期待します。

今後も厳しい財政運営が予想されます。全知を上げて知恵を絞り、汗をかく努力が求められます。町長には、成長への指導力を強く希望するものです。

議員各位の賢明な判断と賛同を強くお願い申し上げ、本案の賛成討論といたします。

議長（吉野 徹）

次に、当局の原案及び修正案について、反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。

3番、久保田等議員。

（3番）久保田 等

それでは、令和2年度一般会計予算原案に賛成の意見を述べます。

津南町は、人口の急減に伴い町税が減少し、財政が厳しいなかであります。地域おこし協力隊を増員し、計6名体制にするとともに、新たに集落支援員を専任で2名配置することとした新年度予算書を見る限り、外部の若者の力を借り、より観光、移住・定住対策に力を入れ、関係人口・交流人口を増やし、町を活性化していきたいという気持ち強く感じられます。

また、教育の面においても、今年度から小学校で英語の授業が始まります。それに先がけ、新たに「JETプログラム制度」を利用して、英語指導員助手を2名配置するなど、外国語教育の充実と、将来の地域の国際交流の推進に力を入れていることが伝わってきます。

また、保育園整備におかれましては、津南町保育園等あるべき姿検討委員会が平成24年度に発足以来、8年も経過し、本来であれば、とっくに保育園整備も終わり、今ある様々な課題は全て解決していたはずであったが、いまだ何一つ解決していません。いったい今までこの8年間、行政、議会共に何をやってきたのか疑問を感じるところでございます。今年度、実施設計費並びに園庭整備費を計上したことで、ようやく今まで

の保護者の様々な要望が解決に向かい一歩前進したことは、大変うれしく思います。今回の増築計画は、近年、未満児の入所希望者の増加に応えるために、現在のひまわり保育園の隣に未満児専用の保育園を別棟に増築することですが、あえて2棟一緒に考えて大規模保育園と騒がれておりますが、既存のひまわり保育園は4歳・5歳児専用の保育園で、両方とも100名から150名以内の平成25年度に出されました「津南町保育等あるべき姿についての答申」どおりの大きすぎず小さすぎずの理想の規模の保育園環境となります。町内の保育園の入所率は50%を切る局面にあります。これは8年前と変わりはありません。待機児童が発生するということは、津南町はかなり保育士の配置に無駄が多いというか、国の基準よりも3歳から5歳児に関しては、4倍の保育士を配置しています。統合することにより、足らなかった保育士が国の基準の仮に3倍を配置したとしても、20名余裕が出てきます。ですから、1クラス2人で保育することも十分可能になります。それでも保育士の配置に余裕が出ますので、今まで保護者からの要望が高かった待機児童の解消は当たり前のことですが、現在8か月からの受入れを6か月に早めることも可能になります。また、早朝・居残り保育の延長、土曜日の1日保育、病児・病後児保育の実現。また、子育て関連施設では、子育て支援センターは保健センターを間借りしていますが、本来、保健センターは、母子保健のみならず高齢者を含め町民全体の健康増進を目的とする施設であり、そこを間借りしている現在の支援センターは、必ずしも支援をめぐる様々な課題に十分に対応し得る環境とは言えません。子育て支援独自の目的を踏まえた専門施設が必要です。そこで今回、ひまわり保育園の増設に併せて、ひまわり保育園の1階に併設することで、子育ての連携、相談が充実することでしょう。学童保育も現在の総合センターを間借りしている状況で、高学年の利用渋り等も見受けられていますが、空いたこぼと保育園を利用することで、年々利用人数の増加にも対応できるようになり、将来的な児童館構想も考えられます。新たに児童館となると、建設に2億円は掛かります。

次に、保育士の増員についてです。この件は、一部の町民からも再三言われていることですが、統合したあかつきには、先ほど言いましたように足りないどころか余裕が出てきます。保護者の要望に応えるために、ただ今の環境で保育士を増やせば解決する問題ではございません。財政が厳しいなか、ただ保育士の数だけを増やすのは疑問を感じます。保育士の確保は、ますます厳しくなっています。先ほどからも言われておりますけれども、今年度も津南町の保育園を辞めて十日町市の保育園に行かれたかたも数名います。保育士は、何もこの管内だけ不足ではなく、都会でも問題視されています。新聞にも載ってございましたけれども、東京のある保育園が「家賃分の8万2,000円相当をプラスするから。」と言って、田舎のほうからの求人にも力を入れてきて、今は保育士の取り合いになっているのが現状です。

次に、園舎についてでございますが、ひまわり保育園、こぼと保育園は、一番新しいのですが、建設から既に23年が経過し、北部保育園が27年、上郷保育園が38年、わかば保育園は40年も経過し、老朽化が進行してきています。子どもの人数が減少していくなか、老朽化が進み、修繕費もかさんでくるでしょう。未満児の認証がなかった時代に建てた建物であるため、未満児対応にはなっていない保育園が多く、例えばスロープがなくて階段が急だったり、トイレが未満児専用になっていない、おむつを替える専

用スペースがない、授乳等の設備が整っていない等のことが問題視されていますが、未
満児専用の保育園を既存のひまわり保育園の隣に増築することで、これらも解消でき
ます。新しい園舎には、当然、ノロウィルス等の感染予防対策を備えた設備も整えるこ
とができるでしょう。

次に、未満児保育についてであります。平成 30 年度に保育指針が改正され、0 歳
から 2 歳の保育の充実、質の向上が一つのテーマでありまして、この時期の保育が人間
の一生の育ちや生活に深い影響を与え、自尊心や自己抑制力、忍耐力といった社会情動
的スキルを身に付けることがその後の成長や社会性、つまりは、子どもの人生全体に大
きな影響を与えることにつながるという報告がありました。十日町市は、未満児の増加
を予想し、既に昨年春に未満児専用の保育園を新設し、2 か月から受入れをしておいま
す。また、近年、津南町も子育て環境が急速に変化していきまして、変化に乗り遅れない
よう早急に整備を整え、4 歳・5 歳の混合保育の解消を含め、小学校教育の高度化が進
んでいることに対応した保育の充実、質の向上を図らなければなりません。保護者の中
では、「保育園でも、遊び英語でもいいから取り入れてくれないか。」と言ってくる
保護者も増えてきています。聖籠町では、0 歳から 2 歳までが保育園で、3 歳から 5 歳
は、保護者の教育志向が強いため全員が幼稚園に入ります。津南町は、幼稚園がござ
いませぬので、4 歳・5 歳は幼稚園のような保育を希望する保護者も増えてきていま
す。まずは、混合保育の解消だと思います。年長 3 人、年中 3 人、年小 3 人では、集
団とは言えません。子どもの育ちを見る限り、男女比もありますので、1 クラス 20 人
から 25 人くらいを 2 人の保育士で見れば理想だと思います。他の市町村から見学に
来るような魅力的な保育園を建て、若い子育て世代の移住者を増やすとともに、子
育て世代の要望に 1 日でも早く応えてやり、安心して 1 人でも多くの子どもを産
み、そして、育てられる環境を叶えることができるための新年度予算でございま
す。先送りしたからといって何も子どものためにはなりません。保育園の建設は
今です。

今回、一番の当事者、実際現役の保育士として働いているかたの意見、それに子
どもを持った若い子育て世代の 7 割が統合に賛成しています。こういった若い声
を大事にしていかなければ、若い世代は津南町に移住してきません。移住ど
ころか、逆に津南町から出ていってしまいます。

以上の点から、若い世代の声を大事にして、若者、そして、子どもたちの未
来のことを考え、津南町の将来を見据えた令和 2 年度一般会計予算案原案に
賛成いたします。

以上です。長くなって申し訳ないです。

議長（吉野 徹）

次に、修正案に賛成のかたの発言を許します。

10 番、栗原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

令和 2 年度一般会計修正予算案に賛成の討論をいたします。

平成 30 年 8 月、ひまわり保育園 1 園化構想、270 人規模、総事業費約 10 億
円が示されてから、町の空気が一変したと言わざるを得ません。住民、保護
者、議会を混乱させ、

分断させてきた町の姿勢に憤りを感じています。

今回の実施設計費計上は、副町長が再三、「新年度予算には上げられないですよ。」と言ってきた。それなのに、急遽、実施設計費など 6,632 万円が計上されました。議論がし尽されていないなか、今回は棚上げにするべきです。

町は、上郷保育園、わかば保育園は、当分統合を見合わせるとしていますが、地域の合意も理解も得られない、話合いの努力もしない当局に批判の声が上がっています。統合問題について、1 期目の議員には、資料も説明もありません。教育委員会は、希望者に後ほど説明するという姿勢です。保育園 1 園化ありきで進めるなか、既存の保育園の設備の不備、未満児室の改善、保育士確保、待遇改善にも向き合わず、今すぐ解決できる緊急課題より 10 億円の新保育園建設を優先させる町、教育委員会。さらに今回、ひまわり保育園で集団発生したノロウィルスの感染の問題です。園児 38 人、職員 5 人が感染。登園自粛の状況です。今、全国でウィルス感染対策が非常に重要視をされているときにノロウィルス感染が拡大しました。昨日、私は、町の危機管理の認識について伺いました。教育委員会は、「マニュアルどおりにやっている。今回の対応に問題がなかったのかに対し、基本的には問題はない。そういうふうに認識している。」と答弁しています。こういう認識が問題だと強く言いたい。現場の大変さを知らない。感染症対策に対し、全く危機感がないと言わざるを得ない。ひまわり保育園を更に大規模化したら考えると、背筋が寒くなります。町教育委員会は、これ以上、町の将来に汚点を残すようなことにはやめてください。

よって、今回の実施設計費は、一旦棚上げにする修正案に賛成をしてください。全議員の常識ある判断を切にお願いし、討論といたします
以上です。

議長（吉野 徹）

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

それでは、討論をいたします。

過疎化や人口減少、そして、少子高齢化の真ただ中において自律を選択した当町の本年度一般会計予算は、今後の当町の行く末を左右する重要なものと認識しております。私は、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。そして、本年度の予算を執行するに当たりましては、私にとっても大きな責任の一端があるものと思っております。

まず、教育関係では、保育園の増改築の実施設計並びに園庭造成に係る予算が計上されました。今、大変寂しいことですが津南町は、生まれる子どもの数が年間 50 人前後であります。津南小学校区にすると、40 人前半がやっとならあります。さらに、町内での最近の生徒数から推測すると、今後、更に少なくなるものと予想されます。一方で、女性参加型社会のなかで、保護者や若い世代の保育に対する考え方と、その価値観は、時代とともに大きく変化をしております。そのニーズは、土曜保育の実施、そし

て、通園・通勤時間に対応する早朝・居残り保育の時間の延長などの要望に端的に表れております。こうしたなかで、情報化社会、グローバル化に劇的に変化する社会において、自らたくましく生きる力を育む保育の在り方がまず第一に求められております。そのためには、体を鍛えること、四季折々の情報収集や体験が可能なこと、畑など生産活動や体験に従事すること、人数や年齢に応じた遊びがしっかり行えることなどが新たな環境を整えていく町総がかりの実践につながってくると思います。そこで、「実施設計と園庭整備の前に、早急に設置者、保育者、保護者、有識者による検討会を開催する。」との回答をいただきましたので、この増築部分に子育て支援センターを配置した場合に、国の補助要綱に該当するのではないかというようなことも含め、短期間かもしれませんが、当町において在るべき園舎や園庭に関し、多くの人が関わり徹底的な論議を尽くすことを条件として賛成させていただきたいと思っております。

次に、農業面では、新しい法人の設立や園芸振興が期待される農協の子会社等の設立があります。しっかりとサポートしていく予算であると思っておりますが、更に生産現場の現況をしっかりと把握して、相互理解と情報の共有を密にして、経営の安定化に向けて一体となって努力していくことが求められていると思っております。また、本年は、観光・交流において、観光地域づくり法人 DMO の設立に向けた検討会が開催されると思われまます。その運営、財源など、多角的に議論し、設立後は、その DMO が中心となって多くの観光資源を媒介とする具体的な地域戦略を立案して実施することになると思っております。観光客と地域住民との交流をそうしたかたちで拡大していかなければなりません。一地域の中であって、自身も実際に取り組みたいものと考えております。

最後になりますが、財政調整基金について、残高見込み額 7 億 7,000 万円となりました。病院の経営や今後の財政状況を考慮するとき、財政調整基金に安易に頼ることができないような額になっております。これからの予算を執行するなかで、ふだんの事務事業の経費削減や、町が関係する各事業の収支改善を少しでも図るとともに、ふるさと納税などの自主財源の確保をしっかりと行っていただくように申し上げて、一般会計予算原案に賛成する討論とさせていただきます。

どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

次に、当局の原案の及び修正案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

討論させていただきます。原案に賛成です。

今回の予算は、DMO 設立に向けた準備、分課による商業観光の強化推進が今までになく期待されることが盛り込まれています。

保育園整備に関しても、8 年待たされた保護者たちがようやく少しだけ前に進められる内容です。将来に向けて子育てをしている介護現場の職員や看護の現場の職員も、

早朝保育や延長保育、土曜保育等が保育園整備により、より良い行政サービスが提供できれば働きやすくなると思われれます。より良い予算の使われ方になるかは注視が必要ですが、若い世代の働きやすさにつながり、限られたマンパワーを集約し、充実した行政サービスの提供を願い、原案の賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛同を願います。

以上です。

議長（吉野 徹）

次に、修正案に賛成のかたの発言を許します。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

修正案に賛成の討論をいたします。三つの理由を述べます。

理由1、町の世論が二分されたまま1園に向けた予算を成立させるのは、対立を固定化させてしまう恐れがあると思います。

理由2、「わかば保育園、上郷保育園に対して丁寧な説明をして、御理解をいただく。」と教育長は繰り返しおっしゃっています。一方で、町長は一般質問のなかで「わかば保育園がなくなっても、住民の自主管理で森の保育園のようなものを運営してもいい。」という趣旨の発言をしております。この発言には驚きました。上段地域でそのような話は聞いたことがありません。住民は、今までどおり地元の町立保育園に通わせることを願っています。「町の言うことを聞かなければ、後は勝手にやってくれ。」というふうにも聞こえ、とても不安な気持ちになっております。

理由3、町内の意見の対立のなかで、残念なことですが、一部の業者に利益を誘導しようとしているのではないかといううわさも喧伝されております。こういう疑いを解くためには、請負業者等の選定について、設計・建設等も公明正大な募集方式を取り、保育士の意見を反映させやすい設計にする、そういった努力が必要と私は思います。

以上の理由で、私は、予算化を1年延長し、その間にしっかり住民同士、町当局、町議会の同意を取る努力をしたいと考えております。

以上の理由で修正案に賛成いたします。

以上です。

議長（吉野 徹）

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

次に、当局の原案及び修正案に反対のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

次に、修正案に賛成のかたの発言を許します。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

私は、修正案に賛同して討論します。

私は、修正案に賛成します。私たち議員には、ひまわり保育園の増改築の工事の基本設計が示されていません。それに関しては、昨日の質疑で「後々に説明する。必要なかたは渡す。」と言っていました。そのようなあいまいなやり方では、この予算を認めるわけにはいきません。採決されてから理解を求めただけになってしまいます。私たち議員は、地域住民、町民の意思の代表であり、町民に対して責任を持ちます。建設の中身が何も分からないうちに賛成することは、あまりにも無責任です。この予算の計上は、白紙に戻し、議論を尽くすべきです。町民の多くが反対しているなか、なぜ急ぐのか。ただ先に延ばすのではなく、町民と議論を尽くすことにより、そして、町長は、地域に出かけて町民の意思を聞くべきです。人口推計で統合するのはおかしい。統合すれば、人口は減ります。その地域に子育て世代が戻ってくる、それを期待して、その地域づくりをするのが今一番求められているのではないのでしょうか。上郷・わかば保育園は、統合に合意していません。よって、まだ250人だか何だか分からないような皮算用なひまわり保育園の増改築工事の当初予算6,632万2,000円の予算計上は、認めるわけにはいきません。取り下げてください。皆さん、修正案に賛同してください。

議長（吉野 徹）

次に、当局の原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

原案の賛成討論なしと認めます。

次に、当局の原案及び修正案に反対のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

原案及び修正案の反対討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

修正案の賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

まず、議案第24号の修正案について採決いたします。

議案第24号の修正案について、賛成のかたの起立を求めます。

—（起立4名、非起立9名）—

賛成少数です。よって、議案第24号について、修正案は否決されました。

議案第24号について修正案が否決されましたので、当局の原案について採決いたします。

議案第24号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立9名、非起立4名）—

賛成多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第25号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第25号について採決いたします。

議案第25号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 26 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 26 号について採決いたします。

議案第 26 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 11 名、起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 27 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 27 号について採決いたします。

議案第 27 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 11 名、起立 2 名）—

賛成多数です。よって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 28 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 28 号について採決いたします。

議案第 28 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 29 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 29 号について採決いたします。

議案第 29 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 30 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 30 号について採決いたします。

議案第 30 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

議案第 31 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 31 号について採決いたします。

議案第 31 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉野 徹）

昼食のため、午後 1 時まで休憩をいたします。 —（午前 11 時 58 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後 1 時 00 分）—

日 程 第 10

発議案第 1 号 除染土再利用の省令案の再考を求める意見書の提出について

議長（吉野 徹）

発議案第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2 番、小木曾茂子議員。

（2 番）小木曾茂子

「除染土再利用の省令案の再考を求める意見書」の提出について、趣旨説明をさせていただきます。

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災でメルトダウンを起こした福島第 1 原発から放出された放射性物質は、空へ海へ大地へと降り注ぎました。壊れた原発を冷やし続けるために、現在も大量の放射能汚染水が生み出され、大気中にも放射線は放出され続けています。改修された汚染水は 116 万 m³、汚染度は 1,400 万 m³に及んでいます。黒いフレコンバッグに詰められた汚染土のうち、8,000Bq/kg 以下のものは、一般廃棄物として道路整備や農地造成に使用されようとしています。そもそも、福島原発事故の前は、kg 当たり 100Bq 以上のものは黄色いドラム缶に入れられ、原発のサイト内で厳重に保管されるべきものでした。サイト内では、今もその基準です。今や 80 倍もの基準が作られ、管理が解かれ、4 月 1 日から全国に拡散されようとしているのです。私は、津南町の土壌検査を 2014 年に行いましたが、最高値で kg 当たり 100Bq でした。福島からの放射性物質は、この地にも来ていました。今は、半分くらいに減衰していると思われます。そこにまた kg 当たり 8,000Bq もの放射性物質を運び込む道が開かれようとしているのです。

資料「道しるべ」の 6 ページを御覧ください。折れ線グラフがございしますが、そのグラフにありますように、放射性物質による被ばくは、歳が若いほど健康への影響が 5 倍から 10 倍大きいのです。また、この資料には、路上中の放射性物質は不溶性の粒子となって再浮遊すること。体内に取り込まれると、水溶性の放射性物質と違って放出されにくいことが新たな知見として明らかにされています。新型コロナウイルスがそうであるように、放射性物質も拡散せず、十分に減衰するまで閉じ込めておくことが必要です。我が町は、農業立町であり、その命ともいえるべき田畑の放射能汚染をどうしても避

けねばなりません。

以上の理由で、環境省に対して、「除染土再利用の省令案の再考を求める意見書」の提出を提案させていただきます。議員各位の御賛同を心よりお願いする次第です。

以上です。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

若干質疑させていただきます。分からなければ、お答えはけっこうです。

基本的な再生の方針が省令で示されたということですが、平成30年6月1日、環境省から「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」というのが示されました。その中で、「放射性物質を含む除去土壌は、そのまま利用が難しい。よって、再生材は、安全を確保しつつ地元の理解を得て利用することを目指す。具体的には、管理主体や責任体制が明確になっている公共事業。それから、被ばく線量を制限するための放射能濃度の設定や被覆土の遮へい措置を講じたうえで、特別措置法に基づいて基準に従って適切な管理の下で限定的に利用をいたす。」ということで、先ほど、小木曾議員が言いました8,000Bq/kgですが、これは年間の利用作業期間に応じた再生利用可能濃度6か月以内の数値であります。一番懸念する点は農地であるということをおっしゃっていますが、確かに2か所、飯舘村と南相馬市で実験をやりました。その結果がワーキンググループで平成31年1月28日報告されました。農地の再生利用実証事業、南相馬市の例ですと、御存じでしょうが、農地は上に50cm覆土、要するに土を上げて利用をするのだと。そこにばらまくのではなくて、上に必ず土を50cm盛り上げるのだという方針に立って環境省は進めるのだとなっております。そのワーキングチームの中に、町長も御存じの東京大学の飯本武志教授、環境安全本部の教授です。このかたもおっしゃっていたのですが、「安全基準というのは、なかなかこれから示すべきものである。」というふうに若干濁している経過があるのです。一応、実証ほ場の関係で、平均放射能濃度が771Bq/kgだったのです。南相馬市の農地の実証実験。要するに、農地の利用は、ばらまくためには、当然のごとく小さい異物の除去をして、濃度別分別をして、そして、品質の調整をして、その後、残ったものに対して、盛り土の実証実験をやったわけです。その結果なのです。盛り土は、まいた後に、省令でもありますが、農地の場合は50cm以上盛り土しなさいという、それ以外は使用はだめですというふうになっているのです。埋立とかいろんなものも制限がございます。必ずそういうものは、盛り土を結構しなさいとなっております。その基準が示されているわけです。そこで、小木曾議員がおっしゃっている、この中の「飯舘村で行われた農地の実証実験も問題なかったとされており、農地への投入にも歯止めがかからない現状。」だと。歯止めは、こういうかたちであるのですよね。要するに、ただばらばらとまくことではなくて、使用する場合は、50cm盛り土をして、そして、しっかりと「住民・施設利用者への追加被ばく線量が年間0.01μSvを超えないようにすること。」となっているのです。要するに、人体に対す

る影響が怖いのですよね。セシウムもそうですが、これはそのとおりで理解をするのですが、小木曾議員が言われる「歯止めがかからない。」、農地への投入が本当にばらばらとまくということを考えておるのでしょうか。その点を確認させていただきます。

議長（吉野 徹）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

ありがとうございます。今、ちょっと分からないことがあるのですが、南相馬市の場合は、ワラではなかったですか。土壌ではなくて。土壌を入れていますか。いずれにせよ、放射性物質が福島県に降り注いで、それが地上にあったので、それを取り除いたわけですね。危険だから取り除いたものを、また再利用するというのが問題なのです。フレコンバッグに詰められた黒い土が水で流されたり、川に落ちたり、破けて草が生えてきたりということが今盛んにあります。それは、基準というものはあるでしょう。しかし、そういうものは、自然の前に破られていくのです。50 cm盛り土をしても、洪水が起これば盛り土が流される。そういうことが起こり得ます。そもそも、福島県に降り注いだ放射性物質を含む残土を何で全国にばらまかなければいけないのか。そのところが一番問題だと思うのです。オリンピックがあるので、黒い袋はじゃまだということです。そして、汚染水があるたくさんのタンクは、じゃまだということで、汚染水は海にまく、放射性物質が含まれた残土は陸上にまくというふうになったのだと思います。中に何が入っているかもいちいち調べるわけではないのです。はいだものの中に、フレコンバッグの中に、どれだけの放射性物質がどれだけ入っているかということ誰も確認していません。だから、何が来るかも分からないのです。この資料にありますように、土ぼこりが立ったら、その中に、雲母などに付着したセシウムなり何なりの粒子がくっつくわけですね。それが肺を通して体中に入ると、水溶性のものと違って長い間体内にとどまるということが治験として明らかになっています。そもそも今までの100mSvを一生涯に浴びても大丈夫というような基準があったのに、福島県では、1年間で20mSv。震災前の1mSvから20mSv、20倍に上げられているのです。それを全国に広げようとしているのではないかと私は思います。得体の知れないもの、しっかり管理すると言いましたけれど、誰が何年管理するかは、全然書かれていないのです。ですから、どこにその保証があるのかということは、不明のままです。

議長（吉野 徹）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

小木曾議員の言うことは分かります。それで、ぜひともこの後、こういう資料を私どもにある限り提出してもらわないと、私も分かりません。

さっき言った分別、要するに黒いフレコンバッグに入った除染土。これは、4段階方式で処理をして出す。悪いものは違う所へ、というように言われています。ただし、省

令でどういうふうに書いてあるかは分からないのですが、省令はいろいろと細かく書いてあって特定はできないので。実証実験では、そういうふうにして、ワーキングチームで報告したわけです。それに基づいて省令ができたのです。政令もできたのです。ですから、その政令、省令の、そういう細かな実証実験の過程のものの資料をぜひとも私どもにいただきたい。私は欲しいです。

それから、農地についてもそうですけれども、多分むやみになんてまくわけではございませんから、さっき言った誰が管理をして、誰がそれを検証して、きちっとしていくかというのも省令、政令のどこかに書いてあるはずですので、それも手に入る時期が遅かったものですから、ある人に頼んだのですが、なかなか入ってきません。ですから、それについてもぜひとも頂きたいと思っております。東京大学のワーキングチームの飯本先生に電話しても通じませんでした。なかなか現実がよく分からなかったので、ぜひともそういう資料を頂きたいと思えます。

南相馬市の実証実験は、実際に露地栽培、ポット栽培、ハウス栽培をやったのです。それで、その結果が出ているのです。ですから、小木曾議員が出された前の資料、政令、省令で実証実験の結果、問題ないのだということが書かれているのです。その実証実験の結果がここにあるのですね。ですから、そういう資料もできればワーキングチームの先生に、先生は皆持っていますので頂いて、なんとか我々に頂きたいなど。農地の汚染の関係というのは本当に怖いのです。後でもいいですから、そういう資料を我々にぜひ頂きたいと思っております。治験結果がなかなか手に入らないものですから、それを要望しますので、ぜひともお願いします。

以上です。

議長（吉野 徹）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

要望は、承りました。たくさんの資料が出ておりますので、ぜひ御案内したいと思います。ただ、今回、4月1日から行われるのに書いてあるのは、そういう期限も書かれていないし、放射性物質の濃度も書かれていない。8,000Bq/kgというのは、一応今まで政府が言ってきたことで、8,000Bq/kg以上はいくらなんでもまかないという、そのレベルでしかなくて、小泉環境大臣は、自分の部屋に5,000Bq/kgの残土を入れて植木鉢を飾ったと言って、この間、宣伝をしていましたけれども、ぜひ、生まれたての赤ちゃんの部屋に置けるものなら置いていただきたいと私は思うわけでありまして。やはり全ての放射性物質は、体を傷つけます。それはたくさんではなくても、一つのかげらが入っただけでそこにとどまれば、そこから放射線を出してがんを作っていくのです。だから、がんになるのは、たくさんの放射性物質が原爆を浴びるように必要なわけではないのです。子どもほど、その影響が大きい。細胞分裂が多い、小さいうちほど、その放射性物質一つがたくさんの細胞に影響してしまう。これが現実です。私たちは、原発のおかげもあって、これまで便利な生活をしてきましたけれども、小さい子どもたちにその危険を残す、ばらまく、そういうことはしたくない。私はそう思っております。今回

の意見書の発議に当たっても、ぜひ、皆様から御賛同いただき、環境省に「もう1回考え直してください。4月1日から施行するということになっておりますが、それは一旦思いとどまって、もう一度考え直してください。」と、そういう意見書でございます。この省令案が通ってしまうと、私たちは、また次に津南町の環境保全条例でも皆さんと御相談して作って、この津南町にいろんな廃棄物や汚染土とかを入れない、そういう新たな取組も必要になってくると思っております。

以上です。ありがとうございました。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

では、質疑させていただきます。

津南町にこういったものがすぐ入ってくるかどうかというのは、ちょっと疑問ですし、そこら辺は別としても、やはりこういったことにはならないようにしなければならないというのは同じ思いです。ただ一方で、先ほど、福島にあるものは外へ出すなどというふうなお話でしたけれど、私もこの問題については、毎日のように今、処理水の問題もあって、本当にどうするべきなのかなど。どちらかという、ちょっと目をそらしてしまうのですけれど、本当に考えなくてはならないのだと思うのです。ただ、本当に福島だけにそういったことを、もう一歩も外に出すなど、全部福島の中でやれというのも、福島の人たちから見たら、これは結構きついものがあるのではないかと一方思うのです。ですから、これはこれですけれど、せっかくの機会なので、小木曾議員は、このようなことに関していろんな活動をされているし、勉強もされていると思うのです。小木曾議員がいろいろ勉強されている、所属しているグループか分かりませんが、そういう所の基本的な考えというのは、福島から外に出すなどという考えで進んでいるグループなのではないでしょうか。それだけ1点、お願いします。

議長（吉野 徹）

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

グループとしてどうであるということは、私は決めたことがございませんので分からないのですけれども、世界的な基準は、やっぱり100Bq/kgなのです。日本だけがこういう8,000Bq/kg以下のものはばらまいても良いと、今、環境大臣は考えているわけですけれども、日本だけがそういうふうにしてしまうと、世界中で放射性物質の廃棄物というのは、置き場に困っているわけです。どうしたらいいか分からないわけです。でも、きっと日本に持っていけば、8,000Bq/kg以下のものは受け入れてもらえる、外国からの人たちも思うのではないかと思うのです。—（恩田議員「そういうことじゃないのです。」の声あり。）— 分かっています。ですから、やっぱり国際基準である1

kg当たり 100Bq は死守しなければいけないと私は思っています。そして、私としては、原発事故で出てしまった放射性物質は、事故のあった所に置いておくべきだと。移動しないことが必要だというふうに考えています。

議長（吉野 徹）

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

ちょっと私の質疑の仕方が悪かったかもしれません。別に小木曾議員が代表を務めているわけでもありませんので、その会の代表としての御意見を伺うつもりではなかったのです。でも、お付き合いしている人はいっぱいいると思うのです。そういうかたというのは、処理水も、いわゆる瓦礫であったり、今の残土、土もそうですけれど、基本的には、外に持ち出さないという人のほうが多いですか。それだけ、1 点だけでいいです。

議長（吉野 徹）

2 番、小木曾茂子議員。

（2 番）小木曾茂子

それはそうです。持ち出さない、動かさないというのが原則だと考えています。 —
（恩田議員「はい、分かりました。」の声あり。） —

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

発議案第 1 号について討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

10 番、栗原洋子議員。

（10 番）栗原洋子

今回、提出されました「除染土再利用の省令案の再考を求める意見書案」について、賛成の立場で討論をいたします。

福島第一原発事故で放出された放射性物質により汚染された土壌を除染のための取り除いた汚染土は、放射能レベルは低いとされていても、再利用されようとしている除染土の放射能レベルは示されていません。環境省令案では、具体的な制限や責任が何一つ盛り込まれず、このままでは、高濃度の放射性物質が含まれる除染土が住民の知らない間に再利用され、ずさんな管理により除染土が拡散しても、その責任を誰も負わないことになりかねません。今回の意見書案にあるように、この 2 月 1 日に発表し 4 月 1 日

施行予定などとは、あまりにも拙速であり、住民周知と議論のないまま、除染された土が元に返されることなしに拡散されようとしていることは疑問であります。よって、意見書案に賛成をいたします。皆様の御賛同、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

「除染土再利用の省令案の再考を求める意見書」に賛同する立場で討論します。

放射性物質は、集中管理が原則、公共工事への再利用は、事実上の最終処分になります。つまり、分散して埋め立てることになります。豪雨や河川の氾濫、地震などの自然災害が多発、激甚化しているなか、崩れたら、流れたらどうなる。しっかりした盛り土でも、一旦除染土を使ってしまえば、放射性物質を環境中に拡散することになります。観光や農産物への新たな風評被害になります。建造物の寿命が終わった後の資材がどうなるかについては、全く不明です。原発施設などから発生する低レベル放射性廃棄物は、ドラム缶に詰めて厳重に管理、処分されることになっています。集中管理が原則である除染土は、公共工事や農地造成に利用すべきではありません。無責任な除染土利用の省令案には反対します。

よって、「除染土再利用の省令案の再考を求める意見書」に賛同します。国土を守り、未来の子どもたちのためにも各議員の賛同をお願いします。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

発議案第1号について採決いたします。

発議案第1号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 11

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

議長（吉野 徹）

陳情第1号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（滝沢元一郎）

それでは、「『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書」について、産業建設常任委員会で審議されました結果を皆様がたに御報告申し上げます。

2月28日、産業建設常任委員会全員の参加の下に審議をさせていただきました。内容は、最低賃金。今現在、新潟県は830円であります。東京都が1,013円であります。そして、この文書には、月150時間の労働時間で時給1,500円前後は必要だということを書いてございます。そうしたなかで、最近の経済情勢においては、米中貿易摩擦等の不確定な要素があります。しかしながら、今現在は、大手企業においては、内部留保等を多く抱えている現状があります。また、国民の貧富の格差が拡大している現状もあります。そうした現状に鑑み、それに伴う中小企業支援の拡充を求めることも内容に含まれておりますので、産業建設常任委員会としては、全員賛成の下に採択をすることとさせていただきます。なお、「小規模企業にとって大きな負担となるのではないか。」という少数意見もあったことを付け加えておきます。

以上であります。

議長（吉野 徹）

委員長報告に対する質疑を行います。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

1点伺います。この最低賃金を引き上げるということによって、委員会の中での意見として、「中小企業が成り立っていかない。」というような意見があったと今御報告をいただきました。その件については、委員会ではどのような議論がなされましたか。

議長（吉野 徹）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（滝沢元一郎）

私も小規模事業者の経営者の1人です。例えば、中小企業においては、最低賃金が上がることによって、経営的に経費がかなり掛かるということは現実にあります。そういった少数意見もあります。ただし、そのことについて中小企業を救うための、賃金が上がる、そのための救うことということで、そこに同じく国の中小企業に対する助成ということが書かれておりますので、皆様もこれはやむを得ないということで全員の賛同を得たものであります。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

陳情第1号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第1号について採決いたします。

陳情第1号に対する委員長報告は採択です。陳情第1号について委員長報告のとおり採択することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日 程 第 12

発議案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

議長（吉野 徹）

発議案第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

ただいま、皆様から決定をいただいたとおりであります。国に、最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を提出するということでもあります。今申し上げましたように、現在の大企業においては、内部留保を抱えております。一方、貧富の差が現在は大変拡大する社会であります。そういったなかにおいて、この意見書を各機関に提出させていただきたいと思っておりますので、皆様がたの御賛同をお願いする次第であります。

以上です。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第2号について採決いたします。

発議案第2号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 13

陳情第2号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情書

議長（吉野 徹）

陳情第2号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

陳情第2号について、御報告いたします。

去る2月17日に新潟県社会保障推進協議会会長五十嵐修様より「厚生労働省による『地域医療構想』推進のための公立・公的病院の『再編・統合』に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情書」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。陳情の趣旨は、昨年9月26日に厚生労働省は、自治体が運営する公立病院と日本赤十字などの公的機関が運営する公的病院、全国の424病院をリストアップして、再編・統合について特に議論が必要だとする分析を行い、その結果とともに対象となる病院名の公表を行いました。これは、2017年度の報告データを基に「診療実績が少ない」、「ほかの医療機関と競合している」などの分析を行った結果、2020年度までに統廃合、あるいは再編等々の計画を具体化することを求めたものです。本リストには、県内22の病院も含まれています。今回の厚生労働省の公表と要請は、地域医療構想の推進のみをめどに、地域や病院の実情、また、現状を一切勘案することなく、画一的な基準で再検討を求めるものです。厚生労働省の要請に基づいて再編・統合が進められれば、地域では、医療を必要とする患者・住民が安全で質の高い医療を受けることができなくなります。また、医師や看護師などの医療労働者の不安増大にもつながりますし、ひいては、離職・退職の加速にもつながってくると考えられます。今回公表された公的病院は、住民が安心して地域で住み続けるために必要な医療機関であり、必要な病床であります。県内22病院を含む424病院のリストと再検証の要請を白紙撤回し、地域医療を守る観点から、より一層の拡充を図ることが求められています。

以上の趣旨により、次の2点について意見書の提出をお願いしたいというものでございます。

一つ、厚生労働省は、県内22病院を含む424病院のリストと再検証の白紙撤回を行うこと。

二つ目に、地域医療を守るため、県内22病院を含む全ての県内医療機関の存続及び一層の充実と医師・看護師などの確保を進め、地域住民が医療を受ける権利を保障する施策を強めること。その実現のために国は財政措置をはじめとした支援を行うこと。

という陳情でございます。

総文福祉常任委員会では、去る2月28日に審査を行いました。その中では、「確かに再編は行わなければならないが、それぞれの病院が抱えている事情がある。」、あるいは、「地域の各病院が機能分担をし、互いに連携をしていかなければならない。各病院の専門医は、地域内の病院を巡回するような方法ができないか。」といったような意見がありました。その結果、総文福祉常任委員会では、全員賛成で採択することといたしました。

議員各位の御賛同をお願いします。

議長（吉野 徹）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第2号について討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

「厚生労働省による『地域医療構想』推進のための公立・公的病院の『再編・統合』に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情書」に対して賛成の立場で討論をいたします。

今回の公表が新潟県内で41病院中22と全国最高の割合になっていること、豪雪地域の実態を全く考慮しない基準による再編・統合は、住民を医療から遠ざけるものであること、地域医療の最後の砦となっている病院をなくすことにつながり人が住めない町になること、医療体制が大病院に集約され小規模病院が減少し、全体の医師数抑制につながることとなります。新潟県は、「国の政策先取りで財政危機を理由に県立病院の統廃合、県単補助金の見直しなど聖域をなくす、県民の皆様に痛みを我慢していただく。」と方針を示しています。県病院局は、「緊急的な取組で可能なものから速やかに実行に移す。」と厚生労働省の先を行く取組を行うとしています。十日町市・津南町だけ見ますと、この間、実態は256床、38.4%も入院ベッド数が減少しました。医療資源が少ない魚沼圏域の病床をこれ以上減らしてよいのでしょうか。今後も医療格差が広がるような方針を取るべきではありません。公立・公的病院の再編・統合は、地域で住み続けられるかどうかの問題です。全国の多くの病院が赤字経営です。医師会の要求でもあるように、診療報酬を引き上げて、安定経営ができる条件にすることが必要です。

今回の「厚生労働省による『地域医療構想』推進のための公立・公的病院の『再編・統合』に抗議し、地域医療の拡充を求める陳情書」に賛成の立場で討論といたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

陳情第2号について採決いたします。

陳情第2号に対する委員長報告は採択です。陳情第2号について委員長報告のとおり採択することに賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日 程 第 14

発議案第3号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書の提出について

議長（吉野 徹）

発議案第3号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今ほどは、陳情に御賛同いただきまして、ありがとうございました。

発議案第3号について御説明いたします。内容につきましては、陳情の内容と同じでございます。詳しくは、お手元に配布したとおりでございます。この意見書に対して、議員の皆様がたの御賛同をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第3号について採決いたします。

発議案第3号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 15

発議案第4号 津南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

発議案第4号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長。

（12番）草津 進

発議案第4号津南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本定例会、令和2年3月2日の本会議において、津南町課設置条例が改正され、本年4月1日から地域振興課が農林振興課と観光地域づくり課に再編されることに伴い、津南町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表を御覧ください。常任委員会の名称、議員定数及びその所管であります。第2条第1項第2号を改正し、産業建設常任委員会の所管について、地域振興課を農林

振興課及び観光地域づくり課に改めるものであります。なお、この改正は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上です。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第4号について採決いたします。

発議案第4号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 16 議員派遣の件について

議長（吉野 徹）

議員派遣の件についてを議案といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにし
たいと思います。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派
遣することに決定いたしました。

日 程 第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（吉野 徹）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の
調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませ
んか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いた
しました。

議長（吉野 徹）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。
お諮りいたします。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

3月議会定例会、お疲れ様でした。

今議会、新型コロナウイルス感染症の国内外の感染が伝えられるなか、令和2年度、そして、将来の町の運営に誠に重要な議会でありました。今、日本全体が人口減少、高齢化の進展のなか、若年世代の定住を図っていくためには、仕事の創出だけでなく、安心して住み続けたいくなるような魅力ある町づくりが求められております。保育園の整備はじめ保育料や医療費の軽減など、今、生まれる子どもたちが社会を支える側にまわり始める2040年に私たちは真正面から向き合い、行動を進めていかなければなりません。

今議会、皆様から心胆を練る思いで様々な御意見、御提言をいただきました。未来はきっと明るいと思っただけの町づくりのために、職員と共に一意専心に取り組んでまいり所存でございます。今後とも御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての一言の御挨拶に代えさせていただきます。

議長（吉野 徹）

これにて、令和2年第1回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後1時56分）—